

## 第 1 5 号議案

長岡京市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

長岡京市営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成 9 年長岡京市条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 0 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成9年長岡京市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>高齢者、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者</p> <p>(1)～(7) 【略】</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を準用する場合を含む。</u>）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 【略】</p>	<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>高齢者、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者</p> <p>(1)～(7) 【略】</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 【略】</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。